

# 学割証発行申込書

令和 年 月 日

下記のとおり、学割証を利用したいので申し込みます。

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

学 年 \_\_\_\_\_ 年 年 齡 \_\_\_\_\_ 才

## 【利用目的】

- 実家へ帰省    正課教育    正課外活動    就職(進学)活動    行事等への参加  
旅行    通院(疾病の治療)  
その他( \_\_\_\_\_ )

## 【目的地、期間、同行者、必要枚数】

目的地  (※住所: _____ 都・道・府・県)
期 間: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日( ) ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日( )
同行者: 無・有 ( <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) )
必要枚数 : _____ 枚

## 【交通機関乗車区間】

交通機関	乗 車 区 間
①	~
②	~
③	~
④	~
⑤	~

## ※事務局使用欄

発行年月日	発行番号
年 月 日	
割印	割印

学務課長	受 付
/	/

## 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)について

学割証は、JR(旅客鉄道会社)を利用して、片道 100 km(営業キロ)を超えて旅行するとき、旅客運賃の割引(2割引)の適用を受けることができます。

この制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とされているため、使用できる旅行の範囲が以下の(1)～(7)に定められています。

不正利用等のないよう適切に利用してください。

### 【使用できる範囲】

- (1) 休暇等による帰省
- (2) 実習などの正課教育活動
- (3) 大学が認めた課外活動、または特別教育活動
- (4) 就職、または進学のための受験等
- (5) 大学が認めた行事等への参加
- (6) 疾病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

### 【注意事項】

- ①学割証の改ざん、他人への譲渡、及び他人の学割証の使用は絶対に行わないこと。  
不正使用が発覚した場合には、罰金の対象となるとともに、本学の学割発行ができなくなります。  
必ずルールを守って使用してください。
- ②学割証の発行は、申し込み日から2～3日後となります。
- ③学割証の有効期限は発行後3か月です。ただし、最終学年の場合は、1月2日以降の発行であっても最終期限は3月31日(在学期間)までとなります。